

高崎経済大学大学院地域政策研究科履修規程

平成23年度
規程第113号

(目的)

第1条 この規程は、高崎経済大学大学院学則（平成23年度規程第2号）に基づき、別に定めるもののほか、開設する授業科目、単位数、履修方法及び修了に必要な単位並びに教育職員の免許状を取得するための単位に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目及び単位数及び履修方法)

第2条 授業科目及び単位数及び履修方法は、別表第1、別表第2のとおりとする。

(教職科目及び単位数及び履修方法)

第3条 教職科目及び単位数及び履修方法は、別表第3のとおりとする。

(単位の計算の基準)

第4条 各授業科目の単位を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業の教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間をもって1単位とする。
- (3) 実験及び実習については、30時間をもって1単位とする。

(履修登録)

第5条 授業科目を履修（単位を修得できなかった授業科目を再び履修する場合を含む。）し、所定の単位を修得するためには、毎学期の指定された期間内に履修登録をしなければならない。ただし、通年科目は、前期に履修登録をすること。

- 2 前項の履修登録のない授業科目の授業及び試験は、受けることができない。
- 3 第1項の規定により履修登録された授業科目は、その開講学期に限り有効とし、確定された履修登録の変更は、これを認めない。
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、その履修を認めない。
 - (1) 同時に2科目以上重複して履修すること。
 - (2) 単位修得済の授業科目を履修すること。

(3) 1年次配当の演習の単位を修得しないで2年次配当の演習を履修すること又は2年次配当の演習の単位を修得しないで3年次配当の演習を履修すること。

(4) 履修上の指示事項に従わない履修方法であること。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、履修方法等に関し必要な事項は、研究科長が定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

附 則

この規程は、平成24年2月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年2月6日第58号）

この改正は、平成25年2月6日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月19日第35号）

1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、平成26年度入学生に係る授業科目、単位数及び履修方法並びに教職科目、単位数及び履修方法について適用し、平成25年度までの入学生に係る授業科目、単位数及び履修方法並びに教職科目、単位数及び履修方法については、それぞれ附則別表第1、附則別表第2及び附則別表第3に定めるところによる。

附 則（平成27年3月4日第24号）

この改正は、平成27年3月4日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月4日第65号）

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月17日第23号）

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第3の規定は、平成28年度入学生に係る授業科目、単位数及び履修方法並びに教職科目、単位数、履修方法及び修了要件について適用し、平成27年度までの入学生に係る授業科目、単位数及び履修方法並びに教職科目、単位数及び履修方法については、それぞれ附則別表第1及び附則別表第3に定めるところによる。

附 則（平成29年2月15日第30号）

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月14日第20号）

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月20日第14号）

（施行期日）

- 1 この改正は、平成31年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の別表第3の規定は平成31年度以降の入学生に係る教職科目、単位数及び履修方法について適用し、平成30年度までの入学生に係る教職科目、単位数及び履修方法については、附則別表第3に定めるところによる。

附 則（令和2年3月4日第22号）

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日第33号）

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月2日第48号）

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月2日第30号）

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

附則別表第1（平成26年4月1日施行の附則第2項関係）

第1 平成23年度からの入学生に適用する。

（略）

第2 平成24年度の入学生から適用する。

（略）

附則別表第1（平成28年4月1日施行の附則第2項関係）

第3 平成26年度の入学生から適用する。

（略）

附則別表第2（平成26年4月1日施行の附則第2項関係）

（略）

附則別表第3（平成26年4月1日施行の附則第2項関係）

第1 平成25年度までの入学生に適用する。

（略）

附則別表第3（平成28年4月1日施行の附則第2項関係）

第2 平成26年度入学生から適用する。

（略）

附則別表第3（平成31年4月1日施行の附則第2項関係）

第3 平成28年度入学生から適用する。

（略）

別表第1（第2条関係）

平成28年度の入学生から適用する。

地域政策研究科地域政策専攻（博士前期課程）

科目区分	授業科目	単位数	配当年次	履修方法及び修了要件	
特論	都市・農村を主とする研究領域	国土構造特論	2	1・2	『特論科目』 2年以上在学し、22単位以上を修得すること。 ただし、在学中に研究指導教員の特論科目を含む12単位以上を本研究科の科目から修得する。
		地域開発特論	2	1・2	
		地理情報分析特論	2	1・2	
		都市計画特論	2	1・2	
		都市経済学特論	2	1・2	
		都市システム特論	2	1・2	
		都市地理学特論	2	1・2	
		農業・農村政策特論	2	1・2	
		農村計画特論	2	1・2	
	産業・経営を主とする研究領域	開発経済学特論	2	1・2	※コース修了認定 以下の要件を満たした際に、コース修了認定を行う。ただし、博士前期課程の修了要件を満たした場合に限る。
		現代経済学特論	2	1・2	
		交通政策特論	2	1・2	
		社会起業特論	2	1・2	
		人材育成特論	2	1・2	
		地域活性化特論	2	1・2	
		地域産業政策特論	2	1・2	
		調査と統計特論	2	1・2	
		日本産業政策史特論	2	1・2	
	マーケティング特論	2	1・2		
	行政・政治を主とする研究領域	行政史特論	2	1・2	○政策形成コース 「都市・農村地域を主とする研究領域」「産業・経営を主とする研究領域」「行政・政治を主とする研究領域」の各研究領域から4単位かつ合計16単位以上を修得すること。
		行政法特論	2	1・2	
		現代政治学特論	2	1・2	
		現代ヨーロッパ政治特論	2	1・2	
		公共政策特論	2	1・2	
		公共哲学特論	2	1・2	
		国際交流史特論	2	1・2	
		政策評価特論	2	1・2	
		地域行政特論	2	1・2	
		地方財政特論	2	1・2	
		地方政治史特論	2	1・2	
	環境・福祉を主とする研究領域	環境科学特論	2	1・2	○地域づくりコース 「都市・農村を主とする研究領域」「環境・人間・福祉を主とする研究領域」「文化・観光を主とする研究領域」の各研究領域から4単位かつ合計16単位以上を修得すること。
		環境経済学特論	2	1・2	
		教育行財政特論	2	1・2	
社会政策特論		2	1・2		
社会福祉特論		2	1・2		
生涯学習特論		2	1・2		
障害者福祉特論		2	1・2		
法学特論		2	1・2		
民法特論		2	1・2		

文化・観光を主とする研究領域	人類生態学特論	2	1・2	
	スポーツ科学特論	2	1・2	
	地域コミュニティ特論	2	1・2	
	エコツーリズム・グリーンツーリズム特論	2	1・2	
	観光経営特論	2	1・2	
	観光政策特論	2	1・2	
	国際観光特論	2	1・2	
	地域史特論	2	1・2	
	地域文化史特論	2	1・2	
	日本文化特論	2	1・2	
	文化人類学特論	2	1・2	
	文化政策特論	2	1・2	
	法と文化特論	2	1・2	
ヨーロッパ文化特論	2	1・2		
特論演習	都市計画特論演習	4	1・2	『特論演習』 研究指導教員の特論演習を2年間履修し8単位を修得すること。
	都市経済学特論演習	4	1・2	
	都市システム特論演習	4	1・2	
	都市地理学特論演習	4	1・2	
	農村計画特論演習	4	1・2	
	農村地理学特論演習	4	1・2	
	開発経済学特論演習	4	1・2	
	交通政策特論演習	4	1・2	
	社会起業特論演習	4	1・2	『修士論文等』 研究指導教員の必要な指導を受け、修士論文審査及び最終試験に合格すること。 なお、社会人入学生についてはフィールドリサーチペーパー(特定課題研究成果)とすることができる。
	地域産業政策特論演習	4	1・2	
	マーケティング特論演習	4	1・2	
	行政法特論演習	4	1・2	
	現代政治学特論演習	4	1・2	
	現代ヨーロッパ政治特論演習	4	1・2	
	公共政策特論演習	4	1・2	
	公共哲学特論演習	4	1・2	
	政策評価特論演習	4	1・2	
	地域行政特論演習	4	1・2	
	地方財政特論演習	4	1・2	
	法学特論演習	4	1・2	
	民法特論演習	4	1・2	
	環境科学特論演習	4	1・2	
	環境経済学特論演習	4	1・2	
	社会福祉特論演習	4	1・2	
	生涯学習特論演習	4	1・2	
	障害者福祉特論演習	4	1・2	
	スポーツ科学特論演習	4	1・2	
	地域コミュニティ特論演習	4	1・2	
	エコツーリズム・グリーンツーリズム特論演習	4	1・2	
	観光経営特論演習	4	1・2	
観光政策特論演習	4	1・2		
国際観光特論演習	4	1・2		
地域史特論演習	4	1・2		
日本文化特論演習	4	1・2		

	文化人類学特論演習	4	1・2	
	文化政策特論演習	4	1・2	
	法と文化特論演習	4	1・2	
	修士論文又は特定課題研究成果	—	—	

別表第2（第2条関係）

平成26年度入学生から適用する。

地域政策研究科地域政策専攻（博士後期課程）

科目区分	授業科目	単位数	配当年次	履修方法
特別演習	都市システム特別演習	4	1・2・3	履修方法及び修了要件 『特別演習』 3年以上在学し、研究指導教員の特別演習を3年間履修し、12単位を修得すること。 研究指導教員の必要な指導を受け、博士論文の審査および最終試験に合格すること。
	都市地理学特別演習	4	1・2・3	
	農村計画特別演習	4	1・2・3	
	農村地理学特別演習	4	1・2・3	
	地域産業政策特別演習	4	1・2・3	
	現代政治学特別演習	4	1・2・3	
	人類生態学特別演習	4	1・2・3	
	日本文化特別演習	4	1・2・3	
	法と文化特別演習	4	1・2・3	
	政策評価特別演習	4	1・2・3	
	環境科学特別演習	4	1・2・3	
	地域史特別演習	4	1・2・3	

別表第3（第3条関係）

平成31年度入学生から適用する。

（1）地域政策専攻の免許教科及び最低修得単位数

免許状の種類	免許教科	基礎資格	所要資格	最低修得単位数
中学校教諭専修免許状	社会	修士の学位を有すること	一種免許状	24
高等学校教諭専修免許状	地理歴史 公民	修士の学位を有すること	一種免許状	24

（2）地域政策専攻免許教科別履修科目

科目区分	授業科目	単位数	中学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状		備考
			社会	地理歴史	公民	
に大学が独自の 設定する 教科及び 指導法	地域開発特論	2	選択	選択		
	都市計画特論	2	選択	選択		
	都市経済学特論	2	選択		選択	
	都市システム特論	2	選択	選択		
	都市地理学特論	2	選択	選択		
	農業・農村政策特論	2	選択		選択	

	農村地理学特論	2	選択	選択		
	開発経済学特論	2	選択		選択	
	現代経済学特論	2	選択		選択	
	人材育成特論	2	選択		選択	
	マーケティング特論	2	選択		選択	
	行政史特論	2	選択	選択		
	行政法特論	2	選択		選択	
	現代政治学特論	2	選択		選択	
	現代ヨーロッパ政治特論	2	選択		選択	
	公共政策特論	2	選択		選択	
	国際交流史特論	2	選択	選択		
	政策評価特論	2	選択		選択	
	地域行政特論	2	選択		選択	
	地方財政特論	2	選択		選択	
	地方政治史特論	2	選択	選択		
	民法特論	2	選択		選択	
	環境科学特論	2	選択	選択		
	環境経済学特論	2	選択		選択	
	社会政策特論	2	選択		選択	
	社会福祉特論	2	選択		選択	
	人類生態学特論	2	選択	選択		
	地域コミュニティ特論	2	選択		選択	
	観光政策特論	2	選択		選択	
	地域史特論	2	選択	選択		
	地域文化史特論	2	選択	選択		
	日本文化特論	2	選択	選択		
	文化人類学特論	2	選択		選択	
	文化政策特論	2	選択		選択	
	法と文化特論	2	選択		選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育行財政特論	2	選択	選択	選択	
	生涯学習特論	2	選択	選択	選択	